

1 調査の沿革

この調査は、従来個別に実施してきた「給与構成調査」、「賃金制度調査」及び「労働時間制度調査」を1つに統合し、昭和41年10月以降「賃金労働時間制度総合調査」として昭和58年まで実施した。更に、「労働者福祉施設制度等調査」と統合し、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より名称を「就労条件総合調査」と変更し、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査年を表章することとした。

2 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにすることを目的とする。

平成28年調査においては、労働時間制度、定年制等、賃金制度、労働費用、派遣労働者関係費用等について調査を行った。

(2) 調査の範囲

ア 地域

日本国全域とする。

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業とした。

(ア) 鉱業,採石業,砂利採取業

(イ) 建設業

(ロ) 製造業

(ハ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(ニ) 情報通信業

(ホ) 運輸業,郵便業

(ヘ) 卸売業,小売業

(ト) 金融業,保険業

(チ) 不動産業,物品賃貸業

(リ) 学術研究,専門・技術サービス業

(ニ) 宿泊業,飲食サービス業

(シ) 生活関連サービス業,娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

(ス) 教育,学習支援業

(セ) 医療,福祉

(ソ) 複合サービス事業

(タ) サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）

ウ 企業

常用労働者が30人以上である民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）。

(3) 調査対象

(2)の調査の範囲に属する民営企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）から産業、規模別に層化して無作為に抽出した約6,300企業。

(4) 調査事項

次に掲げる事項とした。

ア 企業の属性に関する事項

- (ア) 企業の名称
- (イ) 本社の所在地
- (ウ) 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
- (エ) 企業全体の全常用労働者数
- (オ) 労働組合の有無
- (カ) 期間を定めずに雇われている労働者数
- (キ) 従事する労働者がいる業務

イ 労働時間制度に関する事項

- (ア) 所定労働時間
- (イ) 週休制
- (ウ) 年間休日総数
- (エ) 年次有給休暇
- (オ) 変形労働時間制
- (カ) みなし労働時間制

ウ 定年制等に関する事項

- (ア) 定年制
- (イ) 定年後の措置

エ 賃金制度に関する事項

- (ア) 時間外労働の割増賃金率

オ 労働費用に関する事項

- (ア) 給与支払延べ人数
- (イ) 現金給与額
- (ウ) 現物給与の費用
- (エ) 退職給付（一時金・年金）等の費用
- (オ) 法定福利費
- (カ) 法定外福利費
- (キ) 教育訓練費
- (ク) 募集費
- (ケ) その他の労働費用

オ 派遣労働者関係費用等に関する事項

(ア) 費用

(イ) 派遣労働者数の変化

(ウ) 派遣、業務請負を活用する業務の変化

(エ) 現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定

(5) 調査の対象期日又は期間

平成28年1月1日現在について行った。ただし年間については、平成27年1年間（又は平成26会計年度）の状況について調査を行った。

(6) 調査の実施期間

平成27年12月1日から平成28年1月31日までとした。

(7) 調査の方法

厚生労働省から調査対象企業に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送により回収する方法及びオンラインを利用した調査票への回答をオンラインにより回収する方法で実施した。

(8) 調査機関

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）－調査対象企業

(9) 集計方法

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において集計した。

(10) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 6,310 有効回答数 4,520 有効回答率 71.6 %

3 用語の説明

調査結果の概要及び統計表に用いられた主な用語は次のとおりである。

(1) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める産業をいう。ただし、一部の中分類については合併し、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称		報告書で使用する名称	
E 09～11・13・15 ・20・32	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	E 1	消費関連
E 12・14・16～19 ・21～24	木材・木製品製造業（家具を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	E 2	素材関連
E 25～31	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	E 3	機械関連
I 50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	I 50～55	卸売業
I 56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	I 56～61	小売業

企業の産業の決定は、調査企業の主な生産品の名称又は事業の内容により、日本標準産業分類に従って行った。企業活動が2つ以上の産業に及んだ場合には、企業の主たる活動が行われている産業によって分類した。

企業の常用労働者の産業区分は、一括して企業の産業に分類した。

(2) 企業規模

本社、本店のほか支社、支店、工場、営業所などを含む同一企業に属する全常用労働者数によって区分した。

(3) 常用労働者及び調査対象労働者

「常用労働者」とは、次の①、②又は③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、当該年の前年の11月及び12月（「平成28年」であれば、「平成27年11月及び12月」）の各月にそ

れぞれ18日以上雇用された者

(注) 重役・理事等の役員については、常時企業に出勤し、企業において一定の職務に従事し、役員報酬以外に一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者は、常用労働者とした。

また、事業主の家族については、常時勤務し、一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与が算定されている者は、常用労働者とした。

「平成28年調査の対象となる労働者」とは、期間を定めずに雇われている労働者より下記に該当するパートタイム労働者及び船員を除いた労働者である。

「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者の所定労働時間より短い者又は1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

(4) 労働時間制度

① 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

② 週休制

ア 週休1日制又は週休1日半制

(7) 「週休1日制」とは、1週間に週休日が1日ある制度（例えば、日曜日が休日など）をいう。

(4) 「週休1日半制」とは、1週間に週休日が1日あるほかに、1日を通常の労働時間の半日程度にしている制度（例えば、日曜日が休日、土曜日が半休日など）をいう。

イ 何らかの週休2日制

(7) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、週休日がa～dに該当する、月に1回以上週休2日制の他、3勤1休、4勤1休などをいう。

a 月3回週休2日制

月のうち3週について週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）をいう。

b 隔週週休2日制

1週間おきに週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）をいう。

c 月2回週休2日制

月のうち2週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）をいう。

d 月1回週休2日制

月のうち1週だけ週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）をいう。

(4) 「完全週休2日制」とは、毎週週休日が2日ある制度をいう。

ウ 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度

月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休などをいう。

(注) 変形労働時間制を行っている場合で、時期によって週休制の形態が異なる場合は、1年間のうち最も長く適用する週休制を該当形態とし、最も長く適用する週休制が特定できない場合(6か月ごとに異なる場合等)は、最も平均的なものを該当形態とした。また、交替制勤務などで、7日勤務して2日休日とするなど週を単位としない場合には、年間休日総数より週当たりの休日日数を算出し、該当形態とした。

③ 年間休日総数

ア 「年間休日総数」とは、休日の年間合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことで、「週休日」及び「週休日以外の休日」(国民の祝日・休日、年末年始、夏季、会社創立記念日などで休日とされている日)の合計日数をいう。

ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整などのための臨時休業日数は含まない。

イ 「週休日」とは、「日曜日」、「土曜日」などの「会社指定休日」をいう。

ウ 労働者の種類、職種などによって、年間休日総数が異なる場合には、最も多くの労働者に適用されるものを該当日数とした。

④ 年次有給休暇

ア 「年次有給休暇」とは、労働基準法第39条でいう休暇をいう。

なお、時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入している。

イ 「付与日数」とは、労働基準法第39条でいう年次有給休暇を年又は年度内に労働者各人に付与した日数をいい、繰越日数は含まない。

ウ 「取得日数」とは、年次有給休暇の付与期間中に労働者各人が取得した年次有給休暇日数をいう。

エ 「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、毎年の年次有給休暇のうち5日を超える部分について、労使協定により、年次有給休暇を与える時期を計画的に定めて付与する制度をいう。〔労働基準法第39条第6項〕

オ 「年次有給休暇の時間単位取得制度」とは、労使協定により、1年に5日を限度として時間単位で有給休暇を取得することができる制度をいう。〔労働基準法第39条第4項〕

⑤ 変形労働時間制

「変形労働時間制」には、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」の4制度がある。

ア 「1年単位の変形労働時間制」とは、労使協定により、1か月を超え、1年以内の一定期間を平均して、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう。〔労働基準法第32条の4〕

イ 「1か月単位の変形労働時間制」とは、就業規則等によるほか労使協定を締結し、1か月以内の一定の期間を平均して、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度をいう。〔労働基準法第32条の2〕

ウ 「1週間単位の非定型的変形労働時間制」とは、常用労働者数が30人未満の小売業、旅

館、料理店及び飲食店の事業場において、労使協定により週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、就業規則であらかじめ定めることなく、1日8時間を超え10時間まで所定労働時間として労働させることができる制度をいう。

なお、1週間の各日の労働時間は、あらかじめ文書で通知しなければならない。

[労働基準法第32条の5]

エ 「フレックスタイム制」とは、1か月以内の一定の期間（清算期間）の総労働時間を定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自分で選択して働く制度をいう。[労働基準法第32条の3]

⑥ みなし労働時間制

「みなし労働時間制」には、「事業場外労働のみなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」がある。

ア 「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、外勤の営業社員など、使用者の具体的な指揮監督が及ばない事業場外で労働する場合で、労働時間を算定することが困難な場合に、所定労働時間又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。[労働基準法第38条の2]

イ 「専門業務型裁量労働制」とは、研究開発など、その業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしないこととする業務を遂行する場合に、労使協定により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

なお、専門業務型裁量労働の対象となる業務の範囲は、下記の19業務である。

[労働基準法第38条の3]

- a 新商品又は新技術の研究開発等の業務
- b 情報処理システムの分析又は設計の業務
- c 記事又は放送番組の取材又は編集の業務
- d デザイナーの業務
- e プロデューサー又はディレクターの業務
- f コピーライターの業務
- g システムコンサルタントの業務
- h インテリアコーディネーターの業務
- i ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- j 証券アナリストの業務
- k 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- l 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務
- m 公認会計士の業務
- n 弁護士の業務
- o 建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）の業務
- p 不動産鑑定士の業務
- q 弁理士の業務

r 税理士の業務

s 中小企業診断士の業務

ウ 「企画業務型裁量労働制」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務であって、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない業務について、労使委員会で決議した時間を労働したものとみなす制度をいう。なお、導入に当たっては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。〔労働基準法第38条の4〕

(5) 定年制等

- ① 「勤務延長制度」とは、就業規則等で定められた定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。
- ② 「再雇用制度」とは、就業規則等で定められた定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再度雇用する制度をいう。

(6) 賃金制度

- ① 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

「中小企業該当区分」とは、労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考)労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額	又は	常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例)製造業(その他の業種)の場合

資本金	労働者数	中小企業 or大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※「常時使用する労働者」の数について

常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしなない。

パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

(7) 労働費用

「労働費用」とは、使用者が労働者を雇用することによって生ずる一切の費用をいい、現金給与のほか法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用、退職給付等の費用、教育訓練費、募集費、その他の労働費用（転勤に関する費用、社内報に関する費用、作業服の費用、表彰等に関する費用など）が含まれる。ただし、企業が実際に負担したものに限られ、労働者などからの拠出金、利用料金などを徴収している場合は、これを差し引いたものをいう。

- (7) 「現金給与額」(税込み額)とは、賃金、給料、手当、賞与、その他の名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうち、通貨で支払われたもので（ただし、退職給付は除く。）、所定内給与（基本給、諸手当など）、超過勤務手当、賞与・期末手

当などの合計額（現金給与のみとし、現物給与は除く。）をいう。また、法定福利費のうち、労働者負担分を企業が代わって支出している場合は、その負担額を含める。

なお、福利厚生施設や教育訓練施設に専従する者や教育訓練・募集関係業務に専従する者の給与はここに含めず、それぞれの関連費用に含める。

- (イ) 「**現物給与の費用**」には、次のものが含まれる。
- a 通勤定期乗車券又は回数券などを現物で支給した場合の費用。
通貨で支給されるものは(ア)「現金給与額」に含める。
 - b 自社製品を支給した場合の費用
物品支給、社員特別安価販売などの費用で、企業が実際に負担した額。なお、業務に直接必要となる物品の支給費用は除く。
- (ロ) 「**退職給付（一時金・年金）等の費用**」には、次のものが含まれる。
- a 「**退職一時金支給総額**」：企業が退職一時金として退職者に支払った額（退職給与引当金から取り崩して支払ったものも含む。）、退職金共済契約により事業団・組合等から支給された退職一時金（又は年金）に企業が上積みした額、解雇予告手当として支払った額（労働基準法第20条の規定により支払った額）。
 - b 「**中小企業退職金共済制度への掛金**」：中小企業退職金共済法に基づく掛金額（特定業種退職金共済制度を含む。）。
 - c 「**特定退職金共済制度への掛金**」：特定退職金共済団体等への掛金額。
特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工連合会、都道府県中小企業団体中央会などをいう。
 - d 「**確定給付企業年金への掛金**」：確定給付企業年金への掛金額。
 - e 「**確定拠出年金（企業型）への掛金**」：確定拠出年金（企業型）への掛金額。
 - f 「**その他の退職年金の費用**」：厚生年金基金の上乗せ給付（プラス・アルファ部分）にかかる掛金額（老齢厚生年金の代行部分にかかる掛金額は除く。）及び企業独自年金支給額（社内留保したものは除く。）。
- (ハ) 「**法定福利費**」には、次の保険料を含む。ただし、労働者負担分のある保険料については企業負担分のみ。
- a 「**健康保険料**」：健康保険法における一般保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。
 - b 「**介護保険料**」：健康保険法における介護保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分
 - c 「**厚生年金保険料**」：厚生年金保険の保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。また、厚生年金基金制度を採用している企業は、老齢厚生年金の代行部分への掛金として調査期間中に積み立てた額（上乗せ給付（プラス・アルファ部分）は除く。）のうち、企業負担相当額。
 - d 「**労働保険料**」
 - ・「**雇用保険にかかる額**」：雇用保険の保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。

- ・「**労災保険にかかる額**」：事業の種類ごとに定められた労災保険料率により企業が支払った額。
 - e 「**児童手当拠出金**」：児童手当法第20条の規定に基づく児童手当拠出金額。
 - f 「**障害者雇用納付金**」：障害者の法定雇用率に達していない場合の、不足人数分の納付金額。〔障害者の雇用促進等に関する法律第54条〕
 - g 「**法定補償費**」：労働基準法上の、業務上の負傷又は疾病に対する補償が義務づけられている費用。ただし、労働者災害補償保険加入事業所については、休業最初の3日間に対して賃金を受けない場合に労働基準法上義務づけられている休業補償の費用。
 - h 「**その他の法定福利費**」：a～g以外の法定で義務づけられている費用。石炭鉱業年金基金掛金や船員保険料などがある。
- (オ) 「**法定外福利費**」とは、事業主独自の施策に基づく負担分で、住居、医療保健、食事、文化・体育・娯楽、私的保険制度への拠出金、労災付加給付、慶弔見舞等、財産形成貯蓄奨励金等に関する費用の合計額をいい、物的施設については、その減価償却費、維持管理費、人件費（施設に専従する者の賃金、手当など）などを含む（ただし、施設設備に伴う借入金に対する利子費用は含まない。）。
- a 「**住居に関する費用**」：企業所有・借り上げを問わず世帯用住宅、単身者用住宅（寄宿舎、寮等における給食及び給食施設に関する費用を含む。）のほか、従業員の持家援助に関する費用を含む。財形住宅貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金は除く。
 - b 「**医療保健に関する費用**」：病院、診療所などの物的施設の費用のほか、健康診断など疾病予防のための費用。嘱託医への謝礼、人間ドック、保健薬の支給などの費用をいう。健康保険組合が設置運営する施設に係る費用は除く。
 - c 「**食事に関する費用**」：給食施設、食堂などの物的施設の費用のほか、企業直営の給食施設がある場合の材料費（労働者から料金を徴収している場合は、その徴収額を差し引いた額）、給食施設を業者へ委託し又は外部食堂を利用している場合の業者又は外部食堂への補助金などを含む。
 - d 「**文化・体育・娯楽に関する費用**」：図書館、企業内の学校（教育訓練的な目的のものは除く。）、保養所、娯楽室、運動場、体育館などの物的施設の維持管理費のほか、運動会、慰安旅行、各種行事の費用をいう。
 - e 「**私的保険制度への拠出金**」：企業が労働者を被保険者とする生命保険、交通傷害保険、損害保険等の保険料の一部又は全部を負担している場合の費用をいう。
 - f 「**労災付加給付の費用**」：企業が業務上災害又は通勤途上災害の被害者又はその家族に対して、国が支給する労災補償給付に上積みして支出した費用及び損害保険会社との契約による掛金（損害保険会社等から支給される額は含まない。）をいう。
 - g 「**慶弔見舞等の費用**」：結婚、出産祝金、永年勤続表彰金、傷病見舞金などの慶弔見舞のほか、退職餞別金、死亡弔慰金に関する費用などをいい、業務上災害又は通勤途上災害にかかる費用は除く。
 - h 「**財産形成貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金**」：財形貯蓄奨励金、財形給付金、財形基金への拠出金として、企業が支出した費用をいう。

- i 「その他の法定外福利費」：通勤バス、理・美容室、保育施設、喫茶店などの物的施設に関する費用、共済会（又は互助会）への拠出金、持株援助に関する費用、健保付加給付（ただし健保組合からの付加給付は除く。）貸衣装制度、購買会、ホームヘルプ制度、生活指導サービス、誕生会、特約店の設置などに伴う費用など各費用に分割できないものをいう。
 - (か) 「教育訓練費」とは、企業の教育訓練施設（一般的教養を高める目的で設置された学校は含めない。）に関する費用、講師・訓練指導員に対する手当・謝礼、講習会への参加・委託訓練、国内・外留学に要する費用などをいう。
 - (キ) 「募集費」とは、企業が従業員を採用するために行った募集広告費、採用試験に要した費用、採用者赴任手当、募集関係業務に専従する者の人件費などの合計額をいう。
 - (ク) 「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報、作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務上特に必要と認められている制服等を除く。）、表彰の費用などをいう。
- (8) 派遣労働者関係費用
- 「派遣労働者関係費用」とは、労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）にいう派遣元事業主から派遣労働者を受け入れている場合、労働者派遣の対価として派遣元事業主に支払っている派遣料金の総額をいう。

4 調査対象の抽出

- (1) この調査は、平成26年次フレームにより把握された全国約176,000の民営企業の中から層化無作為抽出法によって調査対象約6,300企業を抽出した。
- (2) 目標精度は、産業（製造業及び卸売業、小売業は中分類をとりまとめた分類、他は大分類）、企業規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業数に対する割合が50%のときの標準誤差が5%以内になるように設定した。

$$S_i = \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差） P : 特定の属性を持つ企業の割合（50%）
 N_i : 母集団企業数 i : 産業、企業規模区分
 n_i : 標本企業数

5 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は標本調査で、報告書掲載の数値は母集団に復元したものである。表章単位未満は、四捨五入した。
- (2) 調査票の記入に当たり、企業全体の記入が困難な場合には、適用労働者の最も多いものについて記入することとしている。
- (3) 企業割合は、断りのない限り、該当企業数の総企業数に対する割合である。
- (4) この調査は、昭和45年から調査単位を事業所から企業に変更し、昭和50年には新たにサービス業を追加した。

また、平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成27年からは「常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業を含む）」に範囲を拡大したため、過去の調査と比較して用いる場合には注意を要する。

- (5) この調査の統計表等に用いてある符号等は次のとおりである。
 - 「 - 」 ----- 調査を行ったが該当数値が得られなかった場合
 - 「 . 」 ----- 統計項目のありえない場合
 - 「 … 」 ----- 調査を行わなかった場合
 - 「 0.0 」 ----- 四捨五入の結果が、表章単位未満の場合
 - 「 * 」 ----- 調査客体数が少ないため利用上注意を要する場合
- (6) 集計の際、不明扱いとしたものは、表章していないことなどから、構成比の合計は必ずしも100.0%とならない場合がある。
- (7) 平成28年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、平成27年9月に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外し、調査を行った。

(参考)

調査項目の変遷

(賃金制度)

調査項目	調査年 (注)
1 賃金支払形態 (日給、月給等)	S41, 44, 49, 53, 55, H3, 8, 10, 14, 16, 17, 19, 22, 26
2 賃金体系	
(1) 基本給の決め方	S41 ~ 59, 62, H1, 4, 8, 10, 13, 21, 24
(2) 基本給の別建ての有無	S45 ~ 59, 62, H1, 4, 6, 8, 10
(3) 出来高払い制	S47, 48
(4) 職務給制度	S42
(5) 職能給制度	S42
(6) 職務給・職能給における等級等	S62
(7) 総合 (決定) 給制度	S42, 43
(8) 基本給の決定要素のウエイトの変化	H13
(9) 時間外労働の割増賃金率	H23, 24, 25, 26, 27, 28
3 賃金構成	
(1) 基本給の支給総額	S41 ~ 59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27
(2) 諸手当の支給総額	S41 ~ 59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27
(3) 賃金の構成	S41 ~ 59, 61, 62, H1, 2, 8, 11
(4) 基本給に占める職能部分の割合	H6
4 賃金表	
(1) 賃金表の採用状況	H6
(2) 賃金表の要素	H6
(3) 賃金表の形態 (表示方式)	H6
(4) 昇給方法	H6
5 賃金制度の改定状況	S45, 55 ~ 59, 62, H3, 8, 11, 16, 19, 22, 26
6 手当制度	
(1) 諸手当の採用状況	S41 ~ 59, 61, H2, 8, 11, 17, 22, 27
(2) 家族手当制度	S43, 46, 47, 52, 61, H4, 9
(3) 通勤手当制度	S43, 47, 52
(4) 住宅手当制度	S43 ~ 47, 52
(5) 役付手当制度	S61
7 賞与制度	S41, 42, 46, 52, 55, 58, H6, 21, 24
8 年俸制	H6, 14, 18, 24
9 初任給制度	
(1) 初任給の決め方	S41
(2) 初任給の改定状況	H3
10 基本給昇給基準線の変化	S62
11 人事考課制度	S41
12 職務評価制度	S41
13 業績給制度	S41
14 職能資格制度	H6
15 定期昇給制度	S41, 45 ~ 48, 51, 52, 55, 57, 62, H8, 10
16 業績の賃金への反映	H13, 16
17 業績評価制度	H13, 16, 19, 22, 24
18 技能検定、職業訓練制度と賃金制度	S41, 42, 44
19 配置転換と賃金制度	S41
20 定年制と賃金制度	S41, 62
21 パートタイム労働者の賃金制度	S44
22 中途採用者の賃金 (決め方)	S42, 46, 56, 62
23 モデル賃金 (基本給)	S55, 57
24 海外勤務者の賃金制度	H3

(注) Sは「昭和」、Hは「平成」の略である。以下同じ。

(労働時間制度)

調 査 項 目	調 査 年
1 所定労働時間	
(1) 1日の所定労働時間	S49 年以降毎年
(2) 週の所定労働時間	S41 年以降毎年
(3) 年間所定労働時間	S51, 54, 57 ~ 60, 63, H1
2 週休制	S41 年以降毎年
3 週休日以外の休日	S41 ~ 49, 51 ~ 58, 60 ~ H8
4 年間休日総数	S49 ~ 51, 54, 55, 57, 58, 60 年以降毎年
5 年次有給休暇制度	
(1) 年次有給休暇の付与日数	S41, 43, 44, 46, 51 ~ 53, 55 年以降毎年
(2) 年次有給休暇の取得状況	S55 年以降毎年
(3) 年次有給休暇の計画的付与制度	S63 ~ H3, 6, 7, 9 年以降毎年
(4) 年次有給休暇の時間単位取得制度	H23, 24, 25, 26, 27, 28
6 変形労働時間制	S63 年以降毎年
7 みなし労働時間制	S63, H2, 3, 6 年以降毎年
8 夏期休暇制度	S41 ~ 44, 46 ~ 49, 51
9 連続休暇制度	
(1) 年末・年始	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(2) ゴールデンウィーク	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(3) 夏期休暇	S56, 59, 62, H2, 3, 6
10 特別休暇制度	
(1) 夏季休暇	H14 ~ 17, 19, 24, 25
(2) 病気休暇	S52, 56, 59, 63, H2, 6, 7, 9, 14 ~ 17, 19, 24, 25
(3) 結婚休暇	S63, H2, 6, 7
(4) 忌引休暇	S63, H2, 6, 7
(5) 配偶者出産休暇	S63, H2, 6
(6) 育児休業 (休暇・休職)	H2
(7) 介護休業 (看護休暇、看護休職)	S63, H2, 6
(8) リフレッシュ休暇	S63, H2, 6, 7, 9, 14 ~ 17, 19, 24, 25
(9) 有給教育訓練休暇	H6, 7, 9
(10) ボランティア休暇	H7, 9, 14 ~ 17, 19, 24, 25
(11) 教育訓練休暇	H14 ~ 17, 19, 24, 25
(12) 長期休暇	H13, 18
(13) 1週間以上の長期の休暇	H14 ~ 17, 19, 24, 25
11 特別休暇取得状況	S63
12 勤務形態	S50
(1) 交替制	S41 ~ 43, 45 ~ 50, 54, 57, H1, 4, 11
(2) 所定内深夜労働	S54, H8, 10, 11, 13, 17
13 出欠勤状況	
(1) 欠勤率 (欠勤日数)	S56, 60, 63, H5
(2) 出勤率	S55, 57
14 臨時休業日数	S50
15 教育訓練休暇制度	S48
16 所定外労働の上限の定め等	S41, 42, 56, H25
17 賃金割増率	S41, 43, 45, 46, 48, 50, 54, 58
18 パートタイム労働者の労働時間制度	S44
19 週休2日制についての今後の方針	S49, 51, 52
20 週休2日制の導入又は拡大状況	S60
21 労働時間制度についての今後の方針	S51
22 労働時間制の変更状況	S41 ~ 58

(退職給付(一時金・年金)制度・支給実態)

調 査 項 目	調 査 年
1 退職給付(一時金・年金)制度の形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
2 退職一時金制度	
(1) 支払準備形態	S46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(2) 受給に必要な最低勤続年数	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(3) 算定基礎額	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(4) 保全措置	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(5) 早期退職者優遇制度の導入	S53
(6) 算定に用いる支給率	S56
(7) 特別加算	S56
(8) 定昇・ベアの増額分の算定基礎額反映	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
3 退職給付(年金)制度	
(1) 支払準備形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(2) 年金原資の抛出し	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(3) 年金受給資格	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(4) 保証期間	S41, 43, 46, 50, 53, 56
(5) 支給開始時期	S41, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(6) 支給開始時期の選択	H5
(7) 支給期間による形態	S50, 53, 60, H1, 5, 9, 15
(8) 年金を一時金として受給の選択	S56, 60, H1, 5, 9, 15
(9) 遺族給付制度	S41, 50, 53
(10) 退職給付の打切支給制度	S50
(11) 年金額のスライド制	S53, 56, 60, H1, 5, 9
(12) 年金の受給状況	H5
(13) 財政、資金運営の情報公開	H9, 15
4 退職給付(一時金・年金)制度の見直し状況	
(1) 退職一時金制度の見直し	S56, H9, 15, 20, 25
(2) 退職給付(年金)制度の見直し	S53, 56, H5, 9, 15, 20, 25
(3) 適格退職年金制度の見直し	H20
(4) 退職給付(一時金・年金)制度の縮小 又は廃止による給与の拡大の状況	H25
5 パートタイム労働者の退職金制度	S50, 60, H1
6 退職給付(一時金・年金)制度における定 年延長、勤務延長	H9, 15
7 早期退職者優遇制度	H15
8 退職給付(一時金・年金)支給実態	
(1) 定年制	S53
(2) 退職事由	H9, 15, 20, 25
(3) モデル条件別退職一時金額	S41, 43, 46, 50, 53, 56, H1
(4) モデル条件別年金現価額	S50, 53, 56, H1
(5) モデル条件別所定内賃金	S43, 46, 50, 53, 56, H1
(6) モデル条件別退職金算定基礎額	S50, 53, 56, H1
(7) モデル条件別年金額	S56, H1
(8) 定年退職者の退職一時金額	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(9) 定年退職者の年金現価額	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(10) 定年退職者の退職時の所定内賃金	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(11) 定年退職者の退職給付算定基礎額	S53, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25
(12) 定年退職者の年金額	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25

(福祉施設・制度)

調 査 項 目	調 査 年 (注)
1 福祉施設	
(1) 住宅施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, H2, 6, 14
(2) 医療保健施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58, 61
(3) 食事施設	S24, 32, 39, 47, 52, 58, H14
(4) 余暇施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(5) 生活援護施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58
(6) 通勤施設	S32, 39
(7) 体育施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6
2 福祉制度	
(1) 持家援助制度	S39,47,48,49,51,52,54,55,57,58,61,62,H2,6,11,16,21,26
(2) 貯蓄制度	S32,39,48,49,51,52,54,55,57,62,H2,4,8,11,16,21,26
(3) 持株制度	S47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H4, 8, 11, 16, 21,26
(4) 社内保険制度	S32, 39, 47, 48, 51, 52, 54, 57, 62,H8, 11, 16, 21, 26
(5) 貸付金制度	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 57, 58, 62, H2
(6) 奨学制度	S39, 48, 54, 57
(7) 慶弔見舞制度	S39, 47, 48, 52
(8) 労災付加給付制度	S47, 48, 50, 53, 56, 63
(9) 生活援護制度	S39, 47, 48, 52, 55, 58
(10) 健康管理制度	S39, 47, 55, 58, 61,H2, 6, 14
(11) 余暇制度	S24, 32, 39, 47, 48, 49, 52
(12) 表彰制度	S48, 55
(13) 定年退職者に対する福利厚生制度	S55, 58, 61, H6, 8, 21, 26
(14) 単身赴任者に対する援助制度	S58, 61, H2, 6, 10, 16
(15) 退職準備のための体系的な指導・援助制度	S61
(16) 退職準備支援	H14
(17) 福利厚生施策	S61, H2, 6, 10, 19
(18) 通勤対策	H2, 6, 10, 17
(19) 新幹線通勤補助制度	H2
(20) 自己啓発援助制度	H6, 14
(21) ストックオプション制度	H11, 16, 21, 26
(22) カフェテリアプラン	H14

(注) 「企業直営福利施設調査報告(昭和 24 年、32 年)」、「企業福祉施設調査報告(昭和 39 年)」、「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和 47～58 年、平成 2、6 年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和 61 年、62 年、平成 4 年、8 年、10 年、11 年)」

(職場外の生活設計)

調 査 項 目	調 査 年
1 ボランティア休暇制度	H4, 7, 9
2 リフレッシュ休暇制度	S63, H2, 6, 7, 9
3 O B 会援助制度	H4
4 社会貢献、職場外活動別支援・援助制度	
(1) 地域社会活動	H8
(2) 社会福祉活動	H8
(3) 防災・災害援助活動	H8
(4) ドナー登録・提供	H8
(5) 国際支援活動	H8
(6) 海外留学	H8
(7) 自己啓発のための社外講座や研修への参加	H8, 11, 17
(8) リフレッシュ・ゆとり活動	H8, 11, 17
(9) ボランティア活動	H11, 17

(労働費用)

調 査 項 目	調 査 年 (注)
1 労働費用総額	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
2 現金給与総額	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
3 現金給与以外の労働費用	
(1) 現物給与の費用	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
(2) 退職給付等の費用	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
(3) 法定福利費	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
(4) 法定外福利費	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
(5) 教育訓練費	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
(6) 募集費	S47 ~ 60, 63, H3, 7, 10, 14 ,18 ,23, 28
4 海外勤務者の労働費用	H3
5 派遣労働者関係費用等	H3, 7, 10,18 ,23, 28
6 労働費用の動向	H14

(注) 「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和47年～58年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和59年、60年、63年、平成3年、7年、10年)」

(出向制度)

調 査 項 目	調 査 年
1 出向制度の実施状況	H7, 13
2 出向元企業	
(1) 出向者の年齢区分	H7, 13
(2) 今後の見通し	H7
(3) 年齢の決め	H7
(4) 出向前の職種	H7, 13
(5) 出向の目的	H7
(6) 出向命令の本人の同意	H7, 13
(7) 組合との手続き	H7
(8) 出向先企業との関係	H7, 13
(9) 在籍出向者の労働条件	H7, 13
(10) 移籍出向への変更	H7, 13
(11) 復帰後の地位	H7
(12) 出向者への対応	H7, 13
3 出向先企業	
(1) 受入後の職種	H7, 13
(2) 職種・地位の変化	H7, 13
(3) 受入の目的	H7
(4) 受入の問題点	H7

(定年制等)

調 査 項 目	調 査 年(注)
1 定年制等に関する事項 定年制の有無及び実施状況	H17年以降毎年
2 定年後の措置に関する事項	
(1) 勤務延長制度、再雇用制度の有無及び実施状況	H17年以降毎年
(2) 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲	H17年以降25年まで
(3) 勤務延長制度、再雇用制度の適用基準の内容	H17年以降25年まで
(4) 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢	H17年以降毎年
(5) 勤務延長制度、再雇用制度の雇用契約期間	H24, 25, 26, 27, 28
(6) 勤務延長制度、再雇用制度の賃金	H24, 25, 26, 27, 28
3 高年齢者雇用確保措置の導入状況	H18
4 65歳以上の人が働くことができる仕組み	H20, 21, 22, 23

(注) 平成17年調査から雇用管理調査より移管された。